

# 「処分通知等のデジタル化に係る 基本的な考え方（案）」 概要説明資料

デジタル庁 デジタル社会共通機能グループ

## デジタル庁

# — 背景・目的等

# 「基本的な考え方」の位置付け

## ① 文書の目的と位置づけ

- 関係府省庁や地方公共団体等の行政機関が処分通知等のデジタル化を促進するため、日々の実務で参照できるよう、共通的な考え方や課題への対応方法を整理し、公開することで共有
  - 位置付けとしては、デジタル社会推進標準ガイドライン群のうち、実務上の参考となるドキュメント (Informative)
    - 対象文書：処分通知等のデジタル化に係る基本的な考え方  
(デジタル社会推進実践ガイドブック DS-531)
- 附属文書：① 「処分通知等のデジタル化に係る基本的な考え方」 Q&A  
② 処分通知等のデジタル化に係る短期的手法例の検討フローチャート

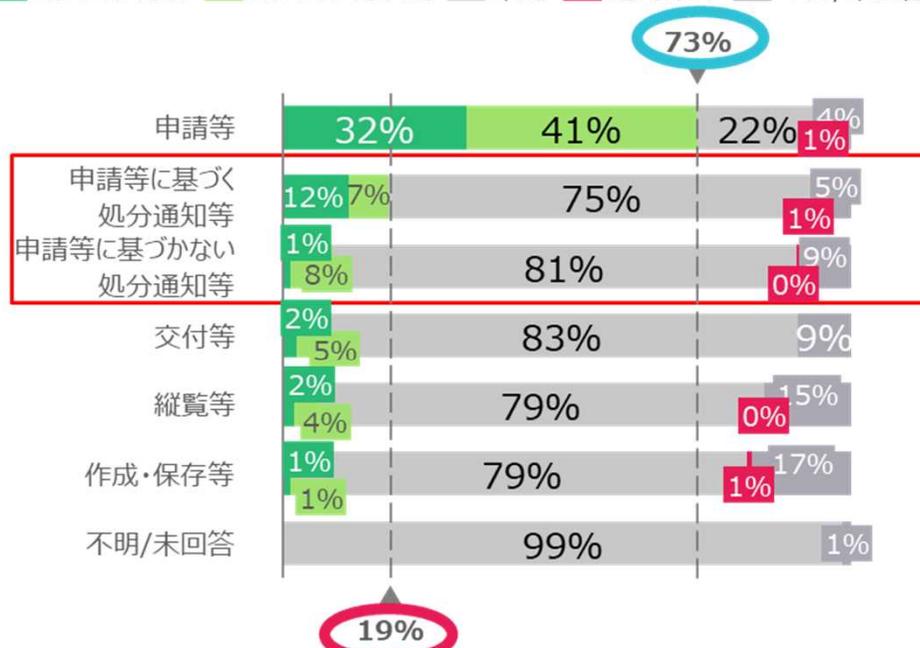
## ② 期待される効果・対応

- まずは、短期的に（比較的ハードルが低く）対応可能な事例を整理
- 各主体が所管する行政手続の実務に応じて参照・検討し、現在の「困りごと」の解決に役立てていただくことで、処分通知等のデジタル化を促進

# 背景 1 処分通知等のデジタル化が低調

行政手続のデジタル完結について、交付手続のデジタル化は申請手続きと比べて未だ低調、実務で簡単に（気軽に）参照可能な資料の共有が効果的

■ オンライン化済 ■ オンライン化予定 ■ 未定 ■ 適用除外 ■ 不詳/未回答



地方公共団体等の関係行政機関からデジタル庁に、職責による電子署名の利用等に関する問い合わせ等も...

Note: 手続類型が未回答/不詳のものを除く  
 Source: 行政手続等の棚卸調査、各府省における書面規制・押印・対面規制の見直し結果、各府省の書面を求める行政手続の見直し方針一覧

※ デジタル庁「トラストを確保したDX推進サブワーキンググループ報告書」（令和4年7月29日）より抜粋（行政手続等の棚卸調査を元に作成）

# 背景 2 行政手続のオンライン化に係る方針との関係

各府省が行政手続のオンライン化の方針を示しているところ、これらに資するため、ニーズが高い対応について参照可能な資料が効果的

各府省における行政手続のオンライン化方針 集計表  
(行政手続における書面主義の見直し方針)

全数						21,176
オンライン化実施済(令和3年3月末時点)						8,975
(参考数値: 令和2年3月末時点(令和2年度調査時点))						(3,472)
オンライン化未実施						12,201
オンライン化実施予定						11,846
＜オンライン化の年限及び手法＞						
	eメール	簡易ウェブサイト	既存システム活用	新規システム構築	年限合計	
令和3年末	1,275	12	979	39	2,305	
令和4年末	1,022	34	1,140	77	2,273	
令和5年末	307	9	417	81	814	
令和6年末	33	37	586	127	783	
令和7年末	1,839	555	2,394	883	5,671	
手法合計	4,476	647	5,516	1,207		
オンライン化しない(性質上オンライン化が適当でない)						355
(全数に占める割合)						(1.7%)

(注1) 本表は、「行政手続等の棚卸(令和3年度調査)」における「書面主義の見直し」に対する各府省からの回答(オンライン化方針は令和3年末時点)を集計したもの。

(注2) 手続の統廃合等により、「行政手続等の棚卸(令和2年度調査)」とは母集団が完全一致しないため、単純比較は適当ではない。

(注3) オンライン化の手法については、今後の情報通信技術の発展、政府の方針等を踏まえ柔軟に改善するものとする。

※ 内閣府規制改革推進室「各府省における行政手続のオンライン化方針 集計表」より抜粋(黄色マーカーや赤線等は本資料で追記)

## 背景 3 処分通知等のデジタル化に係る検討の経緯

### 1. トラストを確保したDX推進サブワーキンググループでの議論

- データ戦略推進WGの下のSWGの1つとして、令和3年11月から令和4年6月まで計11回開催
- 主査は手塚悟慶応大教授、構成員としてトラストサービスの専門家（学識経験者、弁護士等）や関係省庁、オブザーバーとして関連事業者・団体・専門家等、幅広い分野の関係者が参加（計35名）
- 令和4年7月29日に報告書を公表、その中で、今後、マルチステークホルダーモデルでの議論等により処分通知等のデジタル化に資する検討に引き続き取り組むべき旨が示された

### 2. デジタル改革に向けたマルチステークホルダーモデル(MSM)での議論

- 処分通知等のデジタル化を第1回目のテーマとして、令和4年9月から12月まで集中的に開催
- Slackを活用した意見交換や照会が中心、オンラインミーティングも9回実施
- 関連分野の専門家、事業者・消費者・経済界等の各団体、地方公共団体等が参加するとともに、関係省庁等がオブザーバー参加、ファシリテーターは坂下哲也JIPDEC常務理事（計37団体等が参画）
- MSM参加者がとりまとめた提言書（令和4年12月9日、デジタル庁webサイト上でも公開）において、電子署名の利活用等を含め、処分通知等のデジタル化に向けた方向性や検討課題が示された

これらを踏まえ、まずは短期的な対応を中心に、共通的な考え方や対応方法等を整理し、処分通知等のデジタル化に係る基本的な考え方を作成

# 「基本的な考え方」の概要

# 「基本的な考え方」の目次と概要

## 1 経緯・背景

## 2 関連する法令及び規定等との考え方

- 2.1 デジタル手続法
- 2.2 構造改革のためのデジタル原則
- 2.3 デジタル手続法の各主務省令 等

## 3 処分通知等のデジタル化

- 3.1 処分通知等のデジタル化を検討する優先順位
- 3.2 既存の情報システムの利用
- 3.3 オンラインストレージや電子メール等の利用
- 3.4 電子署名の利用

## 4 信頼性確保の基本的な考え方

- 4.1 発行元の証明（検証可能性）
- 4.2 完全性、機密性及び可用性の担保
- 4.3 申請等に基づかない処分通知等の留意事項
- 4.4 許可証等の有効期限と電子証明書の有効期限の関係

## 5 処分通知等の到達時期の考え方と到達の確認

- 5.1 情報システムを利用する場合
- 5.2 電子メールで送信する場合
- 5.3 到達が確認できない場合

## 6 公文書管理上のデータ保存の考え方

- 6.1 保存しておくべき文書
- 6.2 保存期間

## 7 届出の受付通知について（参考）

▶ 処分通知等のデジタル化の背景となる課題、これまでの検討経緯や関連する法令等の概要を記載  
(→ P.8)

▶ 処分通知等のデジタル化のために短期的に取り得る実現手段と留意点を記載  
(→ P.9)

▶ 処分通知等のデジタル化にあたり信頼性確保のために必要な事項とその実現手法例等を記載  
(→ P.11)

▶ 処分通知等をデジタル化した際の到達時期の考え方とその実現手法例を記載  
(→ P.13)

▶ デジタル化された処分通知等の公文書管理に係るデータ保存等についての考え方や応答の義務がない届出等の受付通知についての考え方等を記載  
(→ P.14)

# ① 「基本的な考え方」の趣旨等について

## 趣旨

処分通知等のデジタル化率（低水準）の向上は、行政手続のデジタル完結の推進に資するものであり、個人や法人等の利便性を向上し、行政運営の効率化を図ることが可能

今回、共通課題への対応について基本的な考え方を整理し、行政機関等が処分通知等のデジタル化を図る上での参照資料となることを期待（まずは短期的な対応の整理、今後の適宜見直しも想定）

## 構造改革のためのデジタル原則との関係

行政手続のエンドツーエンドでのデジタル化が図られるよう、令和7年末に向けた申請等のデジタル化と併せて処分通知等のデジタル化の取組を進めることが必要

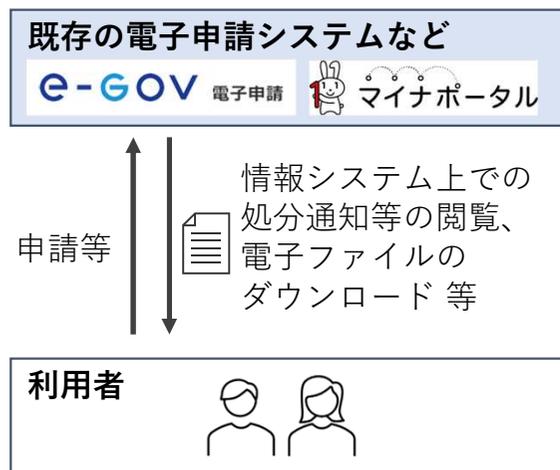
## 主務省令の解釈

デジタル手続法の各主務省令における「電子証明書」の規定について、個別の手続において根拠となる主務省令等の定義が統一されていないことが、地方公共団体での処分通知等のデジタル化の阻害要因の一つと考えられるため、今回の基本的な考え方で一定の解釈を示す

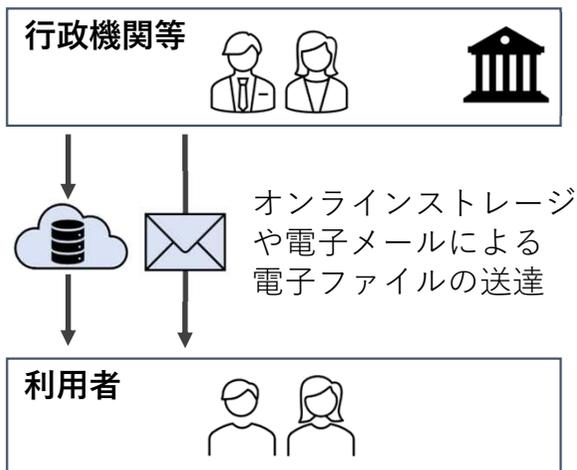
## ② 短期的な実現手法について

### 新規・短期的に取り得る主な施行方法

#### ① 既存の情報システムの利用

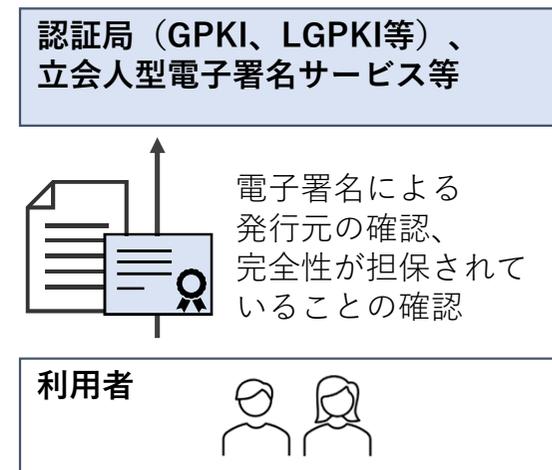


#### ② オンラインストレージや電子メール等の利用



#### ③ 電子署名の利用

※ ①又は②と組み合わせることを想定

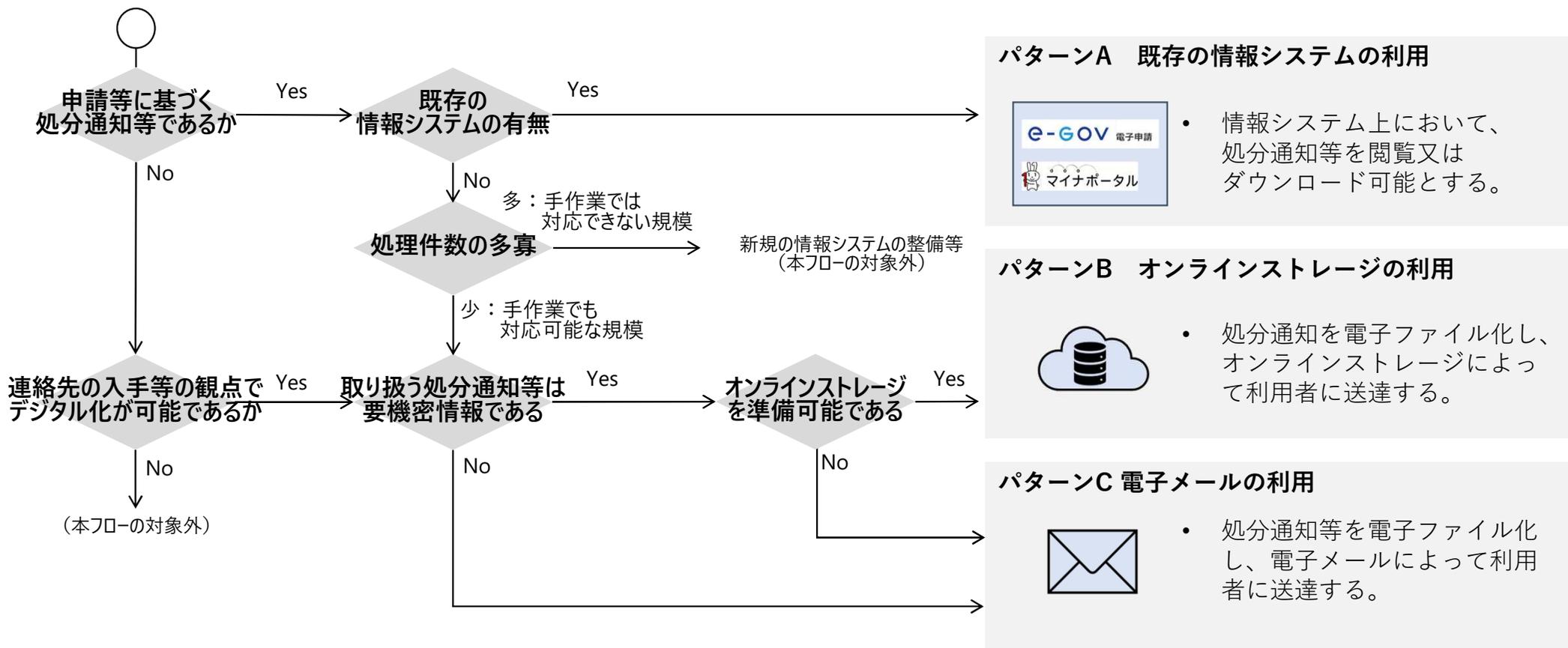


短期的な対応の場合、利用者の利便性や行政運営の効率化の観点から、デジタル化の優先順位は①、②と考えられ、③は処分通知等の性質に応じて活用

なお、GPKIやLGPKIでの電子署名を付したPDFファイルの署名検証サービスの本格運用を開始予定

# 実現手法の短期的検討フローチャート

処理件数や機密性等の観点からデジタル化の実現手法を検討するためのフローチャートを参考資料として作成。（詳細は「処分通知等のデジタル化に係る短期的手法例の検討フローチャート」を参照）



### ③ 信頼性確保の実現手法について

#### 信頼性確保の考え方

処分通知等を書面からデジタル化する際、①発行元の証明（検証可能性）、「情報の格付の区分」に応じた②完全性、機密性及び可用性の担保が重要であり、考え方を整理（申請等に基づかない処分通知等に関しては、別途、信頼性確保についての留意が必要）

実現方法	① 発行元の証明（検証可能性）	② 完全性、機密性及び可用性の担保
パターンA 既存の情報システムの利用	<ul style="list-style-type: none"><li>行政機関名や部署名、連絡先、文書番号等を記載する</li><li>go.jp等の政府ドメインを利用する</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>ID・パスワード等による認証を行う</li><li>TLS等により通信を暗号化する</li><li>必要に応じて電子署名を付与する</li></ul>
パターンB オンラインストレージの利用	<ul style="list-style-type: none"><li>行政機関名や部署名、連絡先、文書番号等を記載する</li><li>go.jp等の政府ドメインを利用する</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>ID・パスワード等による認証を行う</li><li>TLS等により通信を暗号化する</li><li>必要に応じて電子署名を付与する</li></ul>
パターンC 電子メールの利用	<ul style="list-style-type: none"><li>行政機関名や部署名、連絡先、文書番号等を記載する</li><li>go.jp等の政府ドメインを利用する</li><li>DKIMやS/MIME等によりメールの送信元を証明する</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>ID・パスワード等による認証を行う</li><li>TLS等により通信を暗号化する</li><li>DKIMやS/MIME等により改ざんを検知可能とする</li></ul>

# 電子署名を利用する場合の有効期限について

## 許可証等の有効期限と電子証明書の有効期限の関係

許認可証の発行時に電子署名を付して交付した際、許認可証の有効期限内に、電子署名に係る電子証明書の有効期限が経過した場合でもした場合でも、許認可処分自体は無効にならないが、電子署名を使った完全性の検証ができなくなる。

電子署名による完全性の検証が引き続き必要となる場合には、電子署名とタイムスタンプを組み合わせた長期署名等を利用するなどの方法が考えられる。

## ④ 到達時期と確認方法について

### 到達時期と確認の考え方

到達時期の考え方と到達確認は、デジタル手続法の規定の「電子計算機に備えられたファイル」がどの部分に該当するか、各情報システムの構成等に基づきどの時点で相手方が処分通知等を知り得る状態におかれたと考えられるか等の観点から特定すべき

実現方法	到達時期の考え方	到達時期の確認手法（例）
パターンA 既存の情報システムの利用	<ul style="list-style-type: none"><li>遅くとも、データのダウンロードが完了した時点で到達したものと考えられる</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>システム上からのダウンロード操作のログ等を確認する</li></ul>
パターンB オンラインストレージの利用	<ul style="list-style-type: none"><li>遅くとも、データのダウンロードが完了した時点で到達したものと考えられる</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>オンラインストレージからのダウンロード操作のログ等を確認する</li><li>ダウンロード時に送信者へメール通知されるオンラインストレージの機能を利用する</li></ul>
パターンC 電子メールの利用	<ul style="list-style-type: none"><li>電子メールの仕組みによる到達確認は困難であるため、個別の行政手続の運用に応じて方法を検討する</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>電子メールやその他通信手段により、到達した旨の返信を求める</li></ul>

## ⑤ その他

### 公文書管理上のデータ保存の考え方

処分通知等や施行の記録に関するデータは、基本的に行政文書に該当すると考えられるため、当然ながら適切な管理が必要（保存期間を1年以上とする等）

### 届出の受理通知について（参考）

法令の規定に基づかない受付通知（行政機関等に応答の義務がない手続きにおける受付通知）は、処分通知等には当たらないが、申請等から通知までのデジタル完結における取組の一環として、対応を図っていくことが重要

## 【参考】 「処分通知等のデジタル化に係る基本的な考え方」の形成過程

### 「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和4年6月7日閣議決定）

- 包括的データ戦略に関する具体的な施策の一環として「行政機関がトラストサービスを活用し、より円滑に処分通知等の文書発出をオンラインで行うことが可能となるよう検討を進める」旨を記載した。

### 「トラストを確保したDX推進サブワーキンググループ（トラストSWG）」による検討

- トラストSWGは、トラストサービスの専門家や関係省庁を構成員として、計11回の会議を開催。
- トラストSWG報告書（令和4年7月29日）では、「行政手続等の棚卸調査」（令和3年度調査）の実態分析を踏まえ、マルチステークホルダーモデルでの議論等により処分通知等のデジタル化に資する検討に取り組むべき旨が示された。

### 「デジタル改革に向けたマルチステークホルダーモデル（MSM）」による議論

- 専門家・業界団体・地方公共団体等（計37団体等が参画）の多様な利害関係者を構成員として、処分通知等のデジタル化をテーマとして、Slackを活用した意見交換や照会が中心、オンラインミーティングも9回実施議論
- 議論の結果である「処分通知等のデジタル化に向けた提言書」（令和4年12月9日）では「国・行政機関等は申請等に基づく処分通知等のデジタル化の取組を加速すべきである。」との提言のもとに。「具体化に向けたアクションアイテムの提案」等が示された。

### 「デジタル臨時行政調査会作業部会（第18回）」において検討状況を説明

### 「処分通知等のデジタル化に係る基本的な考え方（案）」について意見募集

- 上記提言書を受け、デジタル庁としての考え方を整理した「処分通知等のデジタル化に係る基本的な考え方（案）」を作成し、デジタル改革共創プラットフォーム（Slack）での意見照会やパブリック・コメント（任意）の募集を実施して、これらで得た意見を適宜反映した。

### 「技術検討会議」に付議、「デジタル社会推進標準ガイドライン群」として位置付け（予定）

- 技術検討会議（令和5年3月28日）に付議し、「デジタル社会推進標準ガイドライン群」の「実践ガイドブック」として策定することについて承認を得た上で、関係する行政機関等へ周知。（参考：[デジタル社会推進標準ガイドライン | デジタル庁 \(digital.go.jp\)](#)）

**デジタル庁**